

令和2年度「需要喚起キャンペーン事業（Go To 商店街事業）」に係る企画競争募集要領に関するよくあるお問合せは以下の通りですので、こちらも募集要領等とあわせてご覧ください。

1. 募集・申請全般について

- 1 委託費 51 億円の内訳を教えてください。商店街イベント等の実施費用は 51 億円に含まれますか。

商店街イベント等の実施費用に加え、事務局に要する経費（広報費、事務局の人件費等）を想定しております。なお、51 億円はあくまで上限であり、事務局に要する経費はできる限り低減するよう工夫をしてください。

- 2 提案書の審査は第三者委員会で行うとのことですが、審査員の前でのプレゼンテーション等がありますか。

必要に応じて提案者から提案内容についてプレゼンしていただくことがあります。実施する場合の日程等は現時点未定です。

- 3 採択された申請者の情報はどこまで HP 等で公表されますか。

企業等名、提案価格、第三者の有識者で構成される委員会における評価点数を公表します。また、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるのでご了承ください。

- 4 採択されなかった申請者の情報はどこまで HP 等で公表されますか。

企業等名を公表します。その他の情報については、原則非公表としますが、開示の求めがあり、申請者の同意が得られた場合には開示する可能性があります。

- 5 自社で実施できない業務について、再委託、外注してもよろしいですか。

再委託、外注する適切な理由があれば可能です。ただし、業務の全て、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託、外注することはできません。

- 6 本事業は、商店街等との契約（外注費）が大半を占めることとなりますが、全体に占める再委託費、外注費の経費割合に制限はありますか。

本募集においては、再委託、外注する適切な理由があれば、制限はしておりません。

7 国から事務局への概算払（事業終了前の支払い）は可能ですか。

原則、事業終了後の精算払となりますが、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、概算払も可能です。

8 採択結果の公表はいつですか。

募集締切後、審査委員会を経て、速やかに採択結果を公表します。

9 採択された場合、契約締結はいつですか。

採択公表後、速やかに契約手続きを行います。

10 本募集は、全国の商店街等を管理する事務局を1者募集するものという理解でよろしいですか。地域毎に事務所を設置する必要はありますか。

そのとおりです。本募集では、Go To 商店街事業を実施する事務局を1者募集するものです。地域ごとに事務所を設置するか否かについては、ご提案ください。

11 本募集について、提出前に提案書の事前確認をしてもらうことは可能ですか。

公平性確保の観点から、お断りします。

12 様式のフォーマットを加工し、提出してもよろしいですか。

原則、既存のフォーマットにて記入し、ご提案ください。追加資料等がある場合は、適宜添付してください。

2. 商店街イベント等（①申請主体）について

1 申請主体について、具体的な対象、条件を教えてください。

中小小売業・サービス業のグループ等が対象となります。法人格を有する商店街振興組合等の組織以外にも、小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しており、構成する店舗の多くが中小企業者であり、定款等により代表者の定めがあり財産の管理等を適正に行うことができる者であれば、任意団体でも対象となることを想定しております（例、商店街、飲食店街、温泉組合、テナント会等）。詳細については、ご提案ください。

2 商店街等の組織が設立して間もない場合も対象になりますか。

法人格を有する組織であれば、対象とすることで想定しております。なお、任意団体の場合は、一定程度の要件を課すことを想定しております。詳細については、ご提案ください。

3 中小企業の定義はありますか。

中小企業者の定義は下記のとおりです。（業種・従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種・300人以下又は3億円以下

卸売業・100人以下又は1億円以下

小売業・50人以下又は5,000万円以下

サービス業・100人以下又は5,000万円以下

4 隣接する商店街と連携して実施することは可能ですか。その際、連携方法に決まりはありますか。

複数者により連携して商店街イベント等を実施することは可能です。連携方法は、商店街等の組織単位でコンソーシアムを形成し、代表者を決めて申請することを想定しております。

5 まちづくり会社（民間事業者）は、申請主体になり得ますか。

一定程度の要件等を課すことを条件に対象とすることを想定しております。詳細については、ご提案ください。

6 商工会や商工会議所は、申請主体になり得ますか。

一定程度の要件等を課すことを条件に対象とすることを想定しております。詳細については、ご提案ください。

3. 商店街イベント等（②対象事業）について

1 対象事業について、具体的な対象を教えてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって失われた商店街等のにぎわいを回復するという本事業の目的を十分に達成できるイベント、キャンペーン、プロモーションや観光商品開発等、幅広く対象とすることで検討しております。詳細については、ご提案ください。なお、想定している事業は、例示のとおりです。

【商店街イベント等の例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での毎年恒例の商店街イベントの実施
- ・ 商店街内のテイクアウト対応店舗のポータルサイト作成・運営
- ・ 地域産品配布等によるピーク時間の分散化を図った商店街セールイベントの実施
- ・ オンラインイベントの実施とその広報
- ・ 商店街の定番メニューのデリバリーキャンペーン
- ・ 従来の商圈外の消費者に対して商店街等の魅力を発信するプロモーションの開発商店街等でのコト消費を促進する旅行商品（飲み歩き・食べ歩きツアー等）の開発と OTA（Online Travel Agent）等での販売

2 プロモーションとは具体的に何が対象となりますか。

商店街等の魅力を発信するコンテンツ制作や、そのコンテンツを周知するための広告を想定しております。

3 観光商品開発とは具体的に何が対象となりますか。

商店街等の域内ツアーや限定商品の開発、OTA（Online Travel Agent）への掲載を想定しております。

4 プレミアム付商品券・金券等の発行は対象となりますか。

プレミアム付商品券・金券等の発行は対象外です。

5 アーケード、防犯カメラ、街路灯の整備や撤去は対象となりますか。

ハード事業は対象外です。

6 地方自治体の予算で実施しているプロモーションの一部を本事業の予算で充当することは可能ですか。

基本的には、商店街イベント等の実施について、必要な経費を計上して外注する方式であり、事業費（上限 300 万円）を商店街等に渡し自由に使ってもらう事業ではありませんので、事業の一部に充当するというようなことは想定しておりません。

4. 商店街イベント等（③実施場所）について

1 実施場所に制限はありますか。

商店街等（商店街その他の商業の集積）となります。

2 「その他の商業の集積」とは具体的にどこですか。

その他の商業の集積は温泉街、飲食店街、テナントビル等を想定しております。

3 商店街区域外（近郊）でのイベント実施は可能ですか。

商店街区域外（オンライン上等の仮想地域も含む。）については、申請主体の要件を満たすのであれば、にぎわい回復を図る商店街等を明確にした上で、可能とすることを想定しております。具体的な対象となる実施場所については、ご提案ください。

4 事業実施箇所は特定の地域に偏っても問題ないですか。

本事業は、商店街等のにぎわい回復に資する取組を全国的に実施することを目的としており、特定の地域に実施件数が偏ることは望ましくありません。新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら、中小企業庁と事務局で協議しながら進めていきたいと考えております。

5. 商店街イベント等（④上限額、件数等）について

- 1 複数の商店街等がコンソーシアムを形成して申請する場合、経費上限はいくらになりますか。例えば、5 者でコンソーシアムを形成する場合は、1,500 万円＋上乗せ分と考えてよろしいですか。

商店街イベント等の実施件数については、1,000 件程度以上を想定しており、商店街等のにぎわい回復に資する取組が全国的に実施できることが望ましいと考えております。コンソーシアム形式の申請の場合、組織構成者数×300 万円＋上乗せ分の計算方法にて上限額を算定することを想定しておりますが、予算に限りがあることなどを踏まえ、一定程度の上限額を設定することで検討しております。具体的な1 コンソーシアムあたりの上限額については、ご提案ください。

- 2 複数商店街等により広域でプロモーション、観光商品開発等を実施する場合、500 万円の上乗せとありますが、「広域」について具体的に何者以上で連携すればよろしいですか。

上乗せについては、200 件程度以上の件数を想定しております。そのことを踏まえ、上乗せが可能な連携者数について、ご提案ください。なお、200 件程度以上の件数については、事業実施件数1,000 件の内数となります。

- 3 複数商店街等により広域でプロモーション、観光商品開発等を実施する場合、500 万円の上乗せとありますが、「広域」についてその範囲の考え方はありますか。

市町村単位等の範囲の限定は想定しておりません。隣接する商店街等の広域的な連携により地域全体に事業実施の効果波及が期待できるのであれば、その区域（範囲）を「広域」と捉えることで問題ないと考えております。具体的な内容については、ご提案ください。

- 4 経費の下限額はありますか。

原則、設定しないことを想定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら、中小企業庁と事務局で協議して決定します。具体的な内容については、ご提案ください。

- 5 商店街イベント等実施件数について、1,000 件程度以上は必須ですか。

商店街等のにぎわい回復に資する取組を全国的に実施すべく1,000 件程度以上の実施件数を想定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら、中小企業庁と事務局で協議しながら進めていきたいと考えております。

6 商店街イベント等実施について、申請件数は何件程度と見込んでおりますか。

実施件数については約 1,000 件を超える件数を見込んでおります。数回に分けて募集するそう
いでいること、審査のプロセスがあることから、申請件数についても同程度以上の件数を見込んで
います。

7 数多くある商店街の中で、1,000 件程度の実施でよろしいですか。

予算にも限りがありますので、募集要領上では 1,000 件程度以上と記載しておりますが、あくま
で目安ですので、募集状況、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえつつ、1,000 件という数
にこだわることなく、可能な限り多くの商店街等を支援したいと考えております。

8 上限額 300 万円は税込みですか。

税抜を想定しております。

6. 商店街イベント等（⑤商店街等募集）について

1 事務局が実施する商店街等の募集は、いつから開始ですか。

事務局との契約後、なるべく早い時期の 8 月中旬に開始することを想定しておりますが、新型コ
ロナウイルス感染症の状況等により変化していくものです。そのため、新型コロナウイルス感染症
の状況を踏まえつつ、商店街イベント等が可及的速やかに開始ができるよう逆算して、募集開始時
期を設定してください。

2 イベントはどのような経費が対象となりますか。

イベント実施にあたり必要なチラシ等の印刷・広報費、テント等のリース代、出演料（謝金）、
その他イベント実施に必要な外注費（観光商品開発・製造、プロモーション素材開発等）等が対象
経費となることを想定しております。具体的な対象経費については、中小企業庁と事務局で協議し
て決定します。

3 備品購入費、一般管理費及び事務局との契約前に発生している経費は対象となりますか。

対象としないことを想定しております。なお、一般管理費は、商店街等からの外注先が計上する
経費についても、対象外とすることで想定しております。

4 商店街等の募集は何回実施する予定ですか。

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、中小企業庁と事務局で協議して決定します。具体的な方法についてはご提案ください。

5 商店街等の募集締切はいつですか。

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、中小企業庁と事務局で協議して決定します。具体的な方法についてはご提案ください。

6 1 申請者（商店街等）の申請回数に上限はありますか。

原則、設定しないことを想定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況や申請状況等を踏まえつつ、中小企業庁と事務局で協議して決定します。具体的な方法についてはご提案ください。

7 申請書は簡易なものですか。

商店街等の負担にならない簡易なものを想定しております。具体的な様式等についてはご提案ください。

8 どのような手続きで商店街等募集を行うのでしょうか。

事務局は、商店街等から事業実施に関する提案を募集し、有識者の審査を踏まえ優れた提案を選定します。その後、提案内容について事務局と商店街等で調整した上、契約することを想定しております。なお、募集にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しつつ迅速な手続きを行うために、募集専用ウェブサイトの構築等をご提案ください。

9 申請書類の審査はどのような方法、基準にて実施するのですか。また、有識者は事務局にて選定するのでしょうか。

外部の有識者等によって審査することを想定しております。また、有識者については事務局において選定することを想定しております。具体的な審査基準や審査方法等については、ご提案ください。

10 事務局と商店街等との契約は、具体的にどのような契約方式ですか。

請負契約（外注）を想定しております。具体の契約方式については、ご提案ください。

1 1 事務局と商店街等との契約は、委託契約（委任契約）とすることも可能ですか。

可能です。委託契約による具体の事業実施方法については、ご提案ください。

1 2 事業実施後、商店街等からの報告は必要ですか。

事業を実施した商店街等より実績報告書を提出してもらう必要があります。その報告書については、可能な限り商店街等の負担にならない簡易なものを想定しておりますが、具体の報告内容については、ご提案ください。

1 3 商店街等への契約金の前払い（概算払）は可能ですか。

支払いは、原則、商店街イベント等の終了後の精算払となります。ただし、必要があると認められる経費については、事務局と協議の上、概算払をすることが可能です。

1 4 事業実施期間はいつまでですか。年度をまたぐことは可能ですか。

本事業は令和2年度の単年度予算であるため、原則、本年度末が事業実施期間となります。具体的な事業期間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、中小企業庁と事務局で協議して決定します。

1 5 商店街等の募集をするにあたって、説明会等の実施は必要ですか。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上、商店街等募集に関する具体的な周知、広報の方法について、ご提案ください。なお、中小企業庁と連携しながら、関係団体含め広く周知することを想定しております。

1 6 商店街等への入金手続きについて教えてください。

事務局は、商店街等による契約内容に基づいた商店街イベント等の実施後、実績報告書の受理、確認を経て、商店街等に対して契約金額を支払いする流れを想定しております。なお、商店街イベント等の実施後、なるべく早い時期に商店街等へ支払いすることを想定しています。詳細については、ご提案ください。

1 7 商店街等からの提案応募に対して、事務局がその提案をコンサルティングするイメージでしょうか。

そのとおりです。商店街等からの提案を受けた上、事務局にて選定し、その提案内容を精査し、仕様に落とし込み、契約するイメージを想定しております。

18 他の Go To キャンペーンとの補助対象の重複がある場合、双方対象となりますか。

本事業と、他の Go To キャンペーンとの重複は基本的に想定されないと考えます。本事業は商店街等との契約により事業を実施するものであり、他のキャンペーンのような消費者へ直接支援する事業ではないためです。なお、市町村等の補助金などと本事業が重複する可能性はありますので、その点に留意しながら、商店街等を募集することになると考えます。

19 商店街等のリストは中小企業庁から事務局に提供されますか。

商店街等の対象リストのようなものを提供する予定はございません。

7. 商店街等への専門的支援について

1 専門的支援は具体的に何を実施するのでしょうか。

商店街イベント等のブラッシュアップ、一過性の取組みとならないための商店街イベント等実施後のフォローアップなど、商店街イベント等を実施する商店街等に対して、専門的なノウハウの提供、人材派遣等による支援を実施してください。詳細な支援方法については、ご提案ください。

2 専門的支援は商店街イベント等実施の上限額 300 万円の内数として実施するのでしょうか。

専門的支援は商店街イベント等実施の上限額 300 万円に含まないことを想定しております。

3 商店街イベント等実施後のフォローアップについて、実施者が 1,000 以上ある中、具体的にどのようにフォローアップすればよろしいですか。

フォローアップを実施する場合は、商店街イベント等の継続、企画に対する検証・フィードバック等、商店街等の今後のイベント実施等の活動に資するものを想定しております。

8. 新型コロナウイルス感染症対策等について

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、イベント実施にあたり実施可能か不可能かについての判断基準はありますか。

政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、事業実施の可否について判断をすることになります。

2 イベント実施時の3密を避けるための具体的な人数制限等について、契約要件とする必要はありますか。

政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、中小企業庁と事務局で協議して決定します。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、イベント実施にあたり商店街等は何に留意すればよろしいですか。必須で実施しなければならない対策はありますか。

政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、適切な感染防止対策を講じていただく必要があります。その対策が講じられているか確認した上で、イベントを実施することを想定しております。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための費用（消毒液購入等）については、本事業の対象となりますか。

対象経費のうち、消耗品として対象とすることを想定しております。

5 事務局と商店街等との契約後、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴い、事業を中止しなければならなくなった場合、どのように取り扱えばよろしいですか。

事務局と商店街等の契約の中でその場合の取扱いを明記することを想定しております。詳細については、ご提案ください。中小企業庁と事務局で協議して決定します。

6 新型コロナウイルス感染症の再流行に伴い、特定の地域において事業を実施できない状況になった場合、どのように取り扱えばよろしいですか。

政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、中小企業庁と事務局で協議して決定します。

7 政府方針ではイベント開催制限を段階的に緩和していくとありますが、商店街等の募集についても、段階的に対象が拡大（緩和）していくイメージでしょうか。

その想定であります。政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、事業実施の可否について判断をすることになります。

9. その他事務局業務について

1 「連絡対応窓口」とは具体的に何を実施すればよろしいですか。

商店街イベント等を実施する商店街等との連絡対応窓口であり、募集に関する事務手続き等を一元的に管理する窓口を想定しております。

2 GoTo キャンペーン事業を示すロゴマークの制作も本事務局の業務に入るのでしょうか。

ロゴマーク制作は、本事業に含みません。現在、関係省庁と調整中です。

3 政府における統一のHP とは何を指すのでしょうか。いつ、誰が作成し、経費を捻出するのでしょうか。

現在、関係省庁と調整中です。なお、本事業で作成することは想定しておりません。

4 「情報発信を工夫すること」とありますが、具体的に何を実施すればよろしいですか。

全国の商店街イベント等の実施状況を、ホームページを作成することなどにより、消費者に広く周知することを想定しております。また、商店街等に対する商店街等募集の情報発信も想定されます。具体的な内容については、ご提案ください。

5 「地域の中小企業が本事業に参画する」とありますが、具体的に何を実施すればよろしいですか。

商店街イベント等の実施にあたり、地域の中小企業を多く活用する等、本事業に積極的に参画してもらうことを想定しております。そのための工夫等について、ご提案ください。

6 「本事業の実施結果を整理及び分析することで事業成果を測定すること」とありますが、事業成果（にぎわい回復）の具体的な数値目標はありますか。

本事業は、国全体の需要喚起を図るため、商店街等のにぎわいを回復させることを目的としており、商店街等にどれだけ人が集まったか、商店街等の各個店の売上に影響があったか等をもって、事業成果を判断していくことになると考えております。具体的な内容については、ご提案ください。

以上